

(別紙)

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																																											
<p>(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)</p> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 第 号 年 月 日 税 務 署 長 財 務 事 務 官 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 10px auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; width: 80%; height: 20px; border: 1px solid black;">納税地</div> <div style="position: absolute; bottom: 5px; left: 5px; width: 80%; height: 20px; border: 1px solid black;">法 人 名</div> <div style="position: absolute; bottom: 5px; right: 5px; width: 20%; height: 20px; border: 1px solid black;">殿</div> </div> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書</p> <p>自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等 至 年 月 日 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。 の</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">申告又は更正前の金額</th> <th style="width: 50%;">更正又は決定の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>所得金額又は欠損金額</td><td>1</td><td>円</td></tr> <tr><td>法人税額</td><td>2</td><td>円</td></tr> <tr><td>法人税額等の特別控除額</td><td>3</td><td></td></tr> <tr><td>リース特別控除取戻税額</td><td>4</td><td></td></tr> <tr><td>土地譲渡利益金</td><td>課税土地譲渡利益金額</td><td>5</td></tr> <tr><td></td><td>同上に対する税額</td><td>6</td></tr> <tr><td>留 保</td><td>課税留保金額</td><td>7</td></tr> <tr><td></td><td>同上に対する税額</td><td>8</td></tr> <tr><td>使 途 秘 匿 金</td><td>使 途 秘 匿 金 額</td><td>9</td></tr> <tr><td></td><td>同上に対する税額</td><td>10</td></tr> <tr><td>法 人 税 額 計</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額</td><td>12</td><td></td></tr> <tr><td>控 除 所 得 税 額 等</td><td>13</td><td></td></tr> <tr><td>差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額</td><td>14</td><td></td></tr> <tr><td>還 付 所 得 税 額 等</td><td>15</td><td></td></tr> <tr><td>欠 損 繰 戻 し</td><td>還 付 金 額</td><td>16</td></tr> <tr><td></td><td>減少する還付加算金</td><td>17</td></tr> <tr><td>差 引 合 計 税 額</td><td>18</td><td></td></tr> <tr><td>既に納付の確定した本税額</td><td>19</td><td></td></tr> <tr><td>差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額</td><td>20</td><td></td></tr> <tr><td>同上のうち仮装経理に基づく</td><td>還 付 法 人 税 額</td><td>21</td></tr> <tr><td>過大申告の更正に伴う</td><td>繰越控除される法人税額</td><td>22</td></tr> <tr><td>翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金</td><td>23</td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>本 税 の 額</td><td>円</td></tr> <tr><td>無申告加算税</td><td></td></tr> <tr><td>過少申告加算税</td><td></td></tr> <tr><td>重 加 算 税</td><td></td></tr> </table> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%;"> <p style="text-align: center;">賦課した加算税の額の計算明細</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">加算税の基礎となる税額</th> <th style="width: 50%;">加 算 税 の 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申 告 加 算 税</td> <td>賦課決定額 円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重 加 算 税</td> <td>変更決定後の 賦課決定額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更決定後の 賦課決定額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p> </div>	区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額	所得金額又は欠損金額	1	円	法人税額	2	円	法人税額等の特別控除額	3		リース特別控除取戻税額	4		土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5		同上に対する税額	6	留 保	課税留保金額	7		同上に対する税額	8	使 途 秘 匿 金	使 途 秘 匿 金 額	9		同上に対する税額	10	法 人 税 額 計	11		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		控 除 所 得 税 額 等	13		差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額	14		還 付 所 得 税 額 等	15		欠 損 繰 戻 し	還 付 金 額	16		減少する還付加算金	17	差 引 合 計 税 額	18		既に納付の確定した本税額	19		差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	20		同上のうち仮装経理に基づく	還 付 法 人 税 額	21	過大申告の更正に伴う	繰越控除される法人税額	22	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23		本 税 の 額	円	無申告加算税		過少申告加算税		重 加 算 税		区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額	申 告 加 算 税	賦課決定額 円	円	重 加 算 税	変更決定後の 賦課決定額		変更決定後の 賦課決定額		<p>(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)</p> <p>(同 左)</p>
区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額																																																																																										
所得金額又は欠損金額	1	円																																																																																										
法人税額	2	円																																																																																										
法人税額等の特別控除額	3																																																																																											
リース特別控除取戻税額	4																																																																																											
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5																																																																																										
	同上に対する税額	6																																																																																										
留 保	課税留保金額	7																																																																																										
	同上に対する税額	8																																																																																										
使 途 秘 匿 金	使 途 秘 匿 金 額	9																																																																																										
	同上に対する税額	10																																																																																										
法 人 税 額 計	11																																																																																											
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12																																																																																											
控 除 所 得 税 額 等	13																																																																																											
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額	14																																																																																											
還 付 所 得 税 額 等	15																																																																																											
欠 損 繰 戻 し	還 付 金 額	16																																																																																										
	減少する還付加算金	17																																																																																										
差 引 合 計 税 額	18																																																																																											
既に納付の確定した本税額	19																																																																																											
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	20																																																																																											
同上のうち仮装経理に基づく	還 付 法 人 税 額	21																																																																																										
過大申告の更正に伴う	繰越控除される法人税額	22																																																																																										
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23																																																																																											
本 税 の 額	円																																																																																											
無申告加算税																																																																																												
過少申告加算税																																																																																												
重 加 算 税																																																																																												
区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額																																																																																										
申 告 加 算 税	賦課決定額 円	円																																																																																										
重 加 算 税	変更決定後の 賦課決定額																																																																																											
	変更決定後の 賦課決定額																																																																																											

改 正 後

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

改 正 後

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

改 正 後

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

改 正 後

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(24 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

改 正 後 改 正 前

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

納税地	
法人名	
納入 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

清算中の各事業年度
清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

清算中の事業年度等の法人税について下記のとおり法人税額等の 及び
加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
清算所得 更正 年度決 定の等定 自至 年月 日日	所得金額又は欠損金額	1	円
	所得に対する税額	2	円
	土地譲渡利益金	3	
	課税土地譲渡利益金額	4	
	同上に対する税額	5	
	使途秘匿金	6	
	使途秘匿金額	7	
	同上に対する税額	8	
	法人税額計	9	
	当期中の分配金額のうち利益積立金額以外からなる金額の %相当額	10	
	差引法人税額	11	
	控除税額	12	
控除できなかった所得税額等	13		
納付すべき又は減少(一印)する税額	14		
の解散又は合併登記の日 ①残余財産確定又は一部分配の日	15		
清算所得金額	16		
同上のうち	17		
利益積立金額等からなる金額	18		
利益積立金額等以外からなる金額	19		
所得に対する税額	20		
土地譲渡利益金	21		
課税土地譲渡利益金額	22		
同上に対する税額	23		
使途秘匿金	24		
使途秘匿金額	25		
同上に対する税額	26		
法人税額計	27		
控除税額	28		
差引法人税額	29		
控除できなかった所得税額等	30		
既に納付の確定した税額	31		
納付すべき又は減少(一印)する税額	32		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	33		

この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額									
本税の額	円								
無申告加算税									
過少申告加算税									
重加算税									

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
加算税	申告税	円	円
	重加算税		

この通知書に係る処分は、 の職員の間接に基づいて行いました。

改 正 後 改 正 前

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。

（注）納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間（日 数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで</td> </tr> </table>	期 間（日 数） <small>(注) 3</small>	法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで	=	延 滞 税 の 額 <small>(注) 4</small>
期 間（日 数） <small>(注) 3</small>								
法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで								
365								

（注）1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。

① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合
- （※）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 貴法人の場合は、国税通則法の規定により（自 至 ）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として

納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

5 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。

（注）納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">延滞税の割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7.3% <small>(注) 2</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%）</td> </tr> </table>	延滞税の割合	7.3% <small>(注) 2</small>	（納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%）	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間（日 数） <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで</td> </tr> </table>	期 間（日 数） <small>(注) 3</small>	法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで	=	延 滞 税 の 額 <small>(注) 4</small>
延滞税の割合											
7.3% <small>(注) 2</small>											
（納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%）											
期 間（日 数） <small>(注) 3</small>											
法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで											
365											

（注）1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することになります。

具体的な割合は、次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

3 貴法人の場合は、国税通則法の規定により（自 至 ）の期間は、上記の計算期間に含まれないことになっています。

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

5 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 後

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について判決があった場合において、当該判決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての判決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

改 正 後

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

改 正 後

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

改 正 後

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分なお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分なお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(25 清算中の各事業年度・清算所得の法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(同 左)

改 正 後

(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

 平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 法人名等		※整理番号
		納税地	〒	電話() -
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名		
		代表者住所	〒	
		事業種目		業
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記				
欠損事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
区 分		請求金額	※金額	
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額 (1)			
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)			
還付所得事業年度の所得金額	所得金額 (3)			
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)			
	差引所得金額((3)-(4)) (5)			
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)			
	控除税額 (8)			
	使途税匿金額に対する税額 (9)			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)			
	還納税の承認を申請された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額(加算額) (11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)			
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
	差引法人税額((12)-(13)) (14)			
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)			
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 協同・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	
この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細				
税理士署名押印		㊞		

(規格 A 4)

25.12 改正

(法1342)

改 正 前

(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

 平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 法人名等		※整理番号
		納税地	〒	電話() -
平成 年 月 日 税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名		
		代表者住所	〒	
		事業種目		業
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記				
欠損事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	
区 分		請求金額	※金額	
欠損事業年度の欠損金額	欠損金額 (1)			
	同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)			
還付所得事業年度の所得金額	所得金額 (3)			
	既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)			
	差引所得金額((3)-(4)) (5)			
還付所得事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)			
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)			
	控除税額 (8)			
	使途税匿金額に対する税額 (9)			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)			
	還納税の承認を申請された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額(加算額) (11)			
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)			
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)			
	差引法人税額((12)-(13)) (14)			
	還付金額((14)×(2)/(5)) (15)			
請求期限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 協同・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等	
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日				
税理士署名押印		㊞		

(規格 A 4)

24.06 改正

(法1342)

改 正 後	改 正 前
<p>(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法(以下「法」といいます。)第 80 条第 1 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ① 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額(租税特別措置法第 66 条の 13) イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの(当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii)法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。) ロ 公益法人等又は協同組合等 ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合 ニ 人格のない社団等 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額(租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93) ③ 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第 1 項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成 21 年 2 月 1 日前に終了した事業年度に限る。)において生じた欠損金額(平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13) (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解散(適格合併による解散を除く。) ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。) ホ 再生手続開始の決定 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額が生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、当該欠損金額が生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別業に作成して提出してください。 (1) 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内 4 この請求書の各欄は、次により記載します。 (1) 「※」欄は、記載しないでください。 (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄 イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。 ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p>	<p>(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法(以下「法」といいます。)第 80 条第 1 項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 (注) 法第 80 条第 1 項の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度(平成 20 年 4 月 1 日以後平成 20 年 4 月 30 日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①から③の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。 ① 次のイからニに掲げる法人の平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額(租税特別措置法第 66 条の 13) イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であるもの(当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人、(ii)法人税法第 4 条の 7 に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。) ロ 公益法人等又は協同組合等 ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合 ニ 人格のない社団等 ② 平成 22 年 10 月 1 日以後に解散が行われた場合における清算中に終了する事業年度において生じた欠損金額(租税特別措置法 66 条の 13、平 22 法律第六号改正法附則 93) ③ 租税特別措置法第 42 条の 4 第 6 項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成 21 年改正前の租税特別措置法施行令第 39 条の 24 第 1 項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成 21 年 2 月 1 日前に終了した事業年度に限る。)において生じた欠損金額(平成 21 年改正前の租税特別措置法第 66 条の 13) (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前 1 年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前 1 年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合 イ 解散(適格合併による解散を除く。) ロ 事業の全部の譲渡 ハ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始 ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。) ホ 再生手続開始の決定 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額が生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、当該欠損金額が生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)提出してください。この場合、還付所得事業年度が 2 以上ある場合には別業に作成して提出してください。 (1) 法第 80 条第 1 項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。 (2) 法第 80 条第 4 項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後 1 年以内 4 この請求書の各欄は、次により記載します。 (1) 「※」欄は、記載しないでください。 (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄 イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。 ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。 (注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。 (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄 イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表 1 の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。 ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p>

改 正 後 改 正 前

(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

- (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
- イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
- なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、租税特別措置法第42条の6第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$$
 の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (削 除)
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
- 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(107 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

- (4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄
- イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
- なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、租税特別措置法第42条の6第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額(15)」欄には、
$$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$$
 の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
- 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後 改 正 前

(191 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

(191 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付^(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">期間(日数) <small>(注) 3</small></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間(日数) <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	=	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
期間(日数) <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで							
365								

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で、以下のとおり適用することとなります。
 - ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合
 - (※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条)
 - ② 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第1号)
 - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)
 - 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。延滞税の額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
 - 4 さきに、法人税法第81条の23又は同法第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
 - 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
 - 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付^(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">延滞税の割合</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7.3%^{(注) 2} (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</td> </tr> </table>	延滞税の割合	7.3% ^{(注) 2} (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)	×	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">期間(日数) <small>(注) 3</small></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法定納期限の翌日 から完納の日まで</td> </tr> </table>	期間(日数) <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで	=	延滞税の額 <small>(注) 4</small>
延滞税の割合	7.3% ^{(注) 2} (納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)									
期間(日数) <small>(注) 3</small>	法定納期限の翌日 から完納の日まで									
365										

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。
 - ・ 具体的な割合は、次のとおりです。
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますから御注意ください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れまたは還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条)
 - ② 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第1号)
 - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)
 - 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。延滞税の額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
 - 4 さきに、法人税法第81条の23又は同法第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
 - 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
 - 6 内容に不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 後 改 正 前

(191 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

(191 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

(同 左)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分にお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分にお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 改 正 前

(191 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

(191 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

(同 左)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(191 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされて
いないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分におも不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分におも不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(191 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

(同 左)

改 正 後 改 正 前

(191 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

(191 連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

(同 左)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

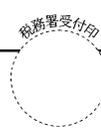
 <p>連結欠損金の繰戻しによる還付請求書</p>		※整理番号	
		※添付/バーコード	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名		
	納税地	〒 _____ 電話() _____	
	(フリガナ) 代表者氏名	_____ ㊟	
	代表者住所	〒 _____	
事業種目	_____ 業		
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結 事業年度 の連結欠 損金額	連結欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連結所得金額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納付の確定した法人税額 (6)		
	仮払控除に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途税匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の税務調整額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
	差引法人税額 ((12)-(13)) (14)		
	還付金額 ((14)×(2)÷(5)) (15)		
請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 _____ 本店・支店 _____ 金庫・組合 _____ 出張所 _____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____		
	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____		
	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____		
この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 2 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細			
税理士署名押印		_____ ㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

25.12改正

(規格 A 4)

改 正 前

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

 <p>連結欠損金の繰戻しによる還付請求書</p>		※整理番号	
		※添付/バーコード	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法人名		
	納税地	〒 _____ 電話() _____	
	(フリガナ) 代表者氏名	_____ ㊟	
	代表者住所	〒 _____	
事業種目	_____ 業		
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結 事業年度 の連結欠 損金額	連結欠損金額 (1)		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額 (2)		
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連結所得金額 (3)		
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額 (4)		
	差引連結所得金額 ((3)-(4)) (5)		
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納付の確定した法人税額 (6)		
	仮払控除に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途税匿金額に対する税額 (9)		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の税務調整額の加算額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
	差引法人税額 ((12)-(13)) (14)		
	還付金額 ((14)×(2)÷(5)) (15)		
請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
還付される税金 の受取場所	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 _____ 本店・支店 _____ 金庫・組合 _____ 出張所 _____ 漁協・農協 _____ 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____		
	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____		
	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____		
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、連結確定申告書とその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 _____ 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日			
税理士署名押印		_____ ㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

24.06改正

(規格 A 4)

改 正 後 改 正 前

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

(同 左)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成26年3月31日までの間に終了する各連結事業年度（平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。）において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。（租税特別措置法第68条の98①）

 - イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの（当該事業年度終了の時ににおいて、(i)資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、(ii)法人税法第4条の7に規定する受託法人、(iii)相互会社のいずれかの法人との間にこれらの法人による完全支配関係がある法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
 - ロ 協同組合等である連結親法人
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 解散（適格合併による解散を除く。）
 - ロ 更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
 - ハ 再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限りて請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限
 なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限又は解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄
 - イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。
 - ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄
 - イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。
 - ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄
 - イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額（申告書別表1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。
 - ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
 - ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の

改 正 後 改 正 前

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。

(5) 「還付金額(15)」欄には、 $((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。

(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(削 除)

(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(198 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)

合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。

- ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。

(5) 「還付金額(15)」欄には、 $((14) \times (2) / (5))$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。

(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(7) 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「連結欠損金額(1)」から「還付金額(15)」までの各欄は、修正後の連結欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の2の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。

(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後 改 正 前

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

(202 復興特別法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (正説明))

- 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当務務署へ納付(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間 (日 数) <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで</td> </tr> </table>	期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>	法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで	=	延 滞 税 の 額 <small>(注) 4</small>
期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>								
法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで								
3 6 5								

- 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当務務署へ納付(注)してください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">延滞税の割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7.3% <small>(注) 4</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)</td> </tr> </table>	延滞税の割合	7.3% <small>(注) 4</small>	(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間 (日 数) <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで</td> </tr> </table>	期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>	法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで	=	延 滞 税 の 額 <small>(注) 4</small>
延滞税の割合											
7.3% <small>(注) 4</small>											
(納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)											
期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>											
法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで											
3 6 5											

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で、以下のとおり適用することとなります。
- 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特別基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特別基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合
- (※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
- 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は選付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条)
 - 期限後申告に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条、第75条の2、第81条の23又は第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当務務署にお問い合わせください。

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することとなります。
具体的な割合は、次のとおりです。
- 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 - 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
- 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ、または選付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条)
 - 期限後申告に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に1000円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条、第75条の2、第81条の23又は第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当務務署にお問い合わせください。

改 正 後 改 正 前

(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

(同 左)

項 目	内 容
	下段部分 (払込取扱票) 漢字 20 文字、半角カナ 40 文字 下段部分 (領収証書兼払込金受領証) 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税 目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。
信 託 の 名 称	何も印字しない。
納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の (自) (至) を印字する。
徴 定 区 分	「告知」(34) を印字する。
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりです。」を印字する。
納 期 限	国税通則法施行令第 8 条第 1 項の規定による納期限を印字する。
本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額 (通知書裏面の「本税」欄に出力された () 書の金額) は印字しない。
重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	(本税等の内訳は裏面のとおりです。) を印字する。 また、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) に印字されない箇所がある場合には、「*」(アスタリスク) を印字する。
主 文	処分の種類ごとに次の定型文を印字する。 ① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合 (期限後自主納付) 貴法人 (あなた) が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第 67 条第 2 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合 (調査による自主納付) 貴法人 (あなた) が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第 67 条第 1 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 ③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんので、国税通則法第 67 条第 1 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし) 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。 ⑤ 重加算税の賦課決定がある場合 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。

改正後

(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項目	内容
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成 年 月 日	「特殊文書送付件簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国税 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。
納 付 場 所 及 び 不 服 申 立 て 等 に つ い て	納付場所及び教示文を印字する。

ロ 領収済通知書

項目	内容
年 度	所属する会計年度を印字する。
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

改正前

(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

(同 左)

改 正 後 改 正 前

(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コンビニエンスストア用バーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当務務署で納付してください。」の注意書を印字する。
取 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バーコード有効期限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容																																
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号（通知書と同じ。）を印字する。																																
納 期 等 の 区 分	所得種類 所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。																																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与</td> <td>俸給・給料等</td> <td>匿 名 組 合</td> <td>匿名組合契約</td> </tr> <tr> <td>退 職</td> <td>退職手当等</td> <td>配 当</td> <td>配当等</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>報酬・料金等</td> <td>定 期 積 金</td> <td>定期積金等</td> </tr> <tr> <td>公 的 年 金</td> <td>公的年金等</td> <td>懸 賞 金 等</td> <td>懸賞金等</td> </tr> <tr> <td>生 命 保 険</td> <td>生命・損害保険契約等</td> <td>上 場 株 式</td> <td>上場株式等</td> </tr> <tr> <td>非 居 住 者</td> <td>非居住者・外国法人</td> <td>償 還 差 益</td> <td>償還差益</td> </tr> <tr> <td>利 子</td> <td>利子等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約	退 職	退職手当等	配 当	配当等	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益	利 子	利子等		
	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類																													
	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約																													
	退 職	退職手当等	配 当	配当等																													
	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等																													
	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等																													
	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等																													
	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益																													
	利 子	利子等																															
年 月 分	支払年月を印字する																																
納 付 年 月 日	法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。																																
法 定 納 期 限	「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。																																
本 税	本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（ ）書きで印字する。																																
不納付 加算税 等	区分 重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。 税 額 「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき5%（期限後自主納付）、10%（非違分）又は35%（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。																																
延 滞 税	次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{延滞税の割合} \times \text{期間(日数)}}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 期間(日数)は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの期間(日数)（不納付加算税に係るものは1年を限度とする。）である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 延滞税の割合は、年7.3%（納期限の翌日から2月を経過した日以後は14.6%）となる。 ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1月1日～12月31日）で、以下のとおり適用することになる。 イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」 ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」 (2) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合																																

(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コンビニエンスストア用バーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当務務署で納付してください。」の注意書を印字する。
取 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バーコード有効期限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容																																
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号（通知書と同じ。）を印字する。																																
納 期 等 の 区 分	所得種類 所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。																																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与</td> <td>俸給・給料等</td> <td>匿 名 組 合</td> <td>匿名組合契約</td> </tr> <tr> <td>退 職</td> <td>退職手当等</td> <td>配 当</td> <td>配当等</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>報酬・料金等</td> <td>定 期 積 金</td> <td>定期積金等</td> </tr> <tr> <td>公 的 年 金</td> <td>公的年金等</td> <td>懸 賞 金 等</td> <td>懸賞金等</td> </tr> <tr> <td>生 命 保 険</td> <td>生命・損害保険契約等</td> <td>上 場 株 式</td> <td>上場株式等</td> </tr> <tr> <td>非 居 住 者</td> <td>非居住者・外国法人</td> <td>償 還 差 益</td> <td>償還差益</td> </tr> <tr> <td>利 子</td> <td>利子等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約	退 職	退職手当等	配 当	配当等	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益	利 子	利子等		
	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類																													
	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約																													
	退 職	退職手当等	配 当	配当等																													
	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等																													
	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等																													
	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等																													
	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益																													
	利 子	利子等																															
年 月 分	支払年月を印字する																																
納 付 年 月 日	法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。																																
法 定 納 期 限	「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。																																
本 税	本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（ ）書きで印字する。																																
不納付 加算税 等	区分 重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。 税 額 「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき5%（期限後自主納付）、10%（非違分）又は35%（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。																																
延 滞 税	次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{遅延日数} \times 7.3\%}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 遅延日数は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの日数（不納付加算税に係るものは1年を限度とする。）である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年7.3%と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合とする。 (追 加)																																

改 正 後

(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項 目	内 容
	<p>イ 納期限の翌日から2月を経過する日まで……年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合</p> <p>ロ 納期限の翌日から2月を経過した日以後……年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合</p> <p>(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。</p> <p>4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はない。 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>

6 記載事項

- (1) 主文の項目に「⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等」の定型文が印字された場合には、処分の内容を確認し、次により補正する。
- なお、本税の納税の告知及び重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合は補正する必要はない。
- イ 本税の納税の告知及び重加算税の賦課決定を行う場合
「及び「不納付加算税」」の部分を抹消する。
- ロ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合
「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。
- ハ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税のみの賦課決定を行う場合
「及び「不納付加算税」」及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。
- ニ 本税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を行う場合
「重加算税」及び「」の部分を抹消する。
- ホ 本税の納税の告知のみを行う場合
「上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。」及び「及び加算税賦課決定」の部分を抹消する。
- ヘ 調査により自主納付された本税に対し、不納付加算税のみの賦課決定を行う場合
「重加算税」及び「」及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。
- (2) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。
- イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。
- ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。
- ハ 次により記載した教示文を同封する。
- (イ) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。
- (ロ) 「…(提出先は)」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。

7 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(234 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項 目	内 容
	(追 加)

6 記載事項

- (1) 主文の項目に「⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等」の定型文が印字された場合には、処分の内容を確認し、次により補正する。
- なお、本税の納税の告知及び重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合は補正する必要はない。
- イ 本税の納税の告知及び重加算税の賦課決定を行う場合
「及び「不納付加算税」」の部分を抹消する。
- ロ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合
「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。
- ハ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税のみの賦課決定を行う場合
「及び「不納付加算税」」及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。
- ニ 本税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を行う場合
「重加算税」及び「」の部分を抹消する。
- ホ 本税の納税の告知のみを行う場合
「上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。」及び「及び加算税賦課決定」の部分を抹消する。
- ヘ 調査により自主納付された本税に対し、不納付加算税のみの賦課決定を行う場合
「重加算税」及び「」及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。
- (2) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。
- イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。
- ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。
- ハ 次により記載した教示文を同封する。
- (イ) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。
- (ロ) 「…(提出先は)」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。

7 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(299-2 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

(299-2 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

様 式 17-ニュージーランド
FORM 17-New Zealand

(新 設)

特典条項に関する付表 (ニュージーランド)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (New Zealand)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項;
Limitation on Benefits Article of Applicable Income Tax Convention
日本国とニュージーランドとの間の租税条約 (該当する条項に✓印を付してください)
The Income Tax Convention between Japan and New Zealand (Check the applicable box)
第10条第3項 または、 paragraph 3 of Article10, or
第22条 Article 22

- 2 この付表に記載される者の氏名又は名称;
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification Issued by Competent Authority of Country of Residence. (Note5)
--	--

- 3 租税条約の特典条項の要件に関する事項;
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as "Yes" or "No." If you check any box as "Yes" in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached.

A

- (1) 第10条第3項の規定の適用を受ける場合
In the case where paragraph 3 of Article 10 of the Act is applicable.

□該当 Yes . □非該当 No	
公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note7)	
公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code

- (2) 第22条の規定の適用を受ける場合
In the case where Article 22 of the Act is applicable.

① 個人 Individual	□該当 Yes . □非該当 No
② 適格政府機関 (注8) Qualified Governmental Entity (Note8)	□該当 Yes . □非該当 No
③ 公開会社 (注7) Publicly Traded Company (Note7)	□該当 Yes . □非該当 No
公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code
④ 年金基金 (注9) Pension Fund (Note9)	
直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の50%を超えるものが日本又はニュージーランドの居住者である個人であるものに限り、受益者等の50%超が、両締約国の居住者である事情を記入してください。 The "Pension Fund" is limited to those where over 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or New Zealand as of the end of the prior taxable year. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting countries.	
設立等の根拠法令 Law for Establishment	
⑤ 公益団体 (注10) Public Service Organization (Note10)	□該当 Yes . □非該当 No
設立等の根拠法令 Law for Establishment 設立の目的 Purpose of Establishment 非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption	



Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。 If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

改 正 後

(299-2 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

B
 (1) 第10条第3項の規定の適用を受ける場合
 In the case where paragraph 3 of Article 10 of the Act is applicable.

5以下のA(1)の公開会社に該当する法人によりその議決権の50%以上を直接又は間接に所有されている法人 該当 Yes、 非該当 No
 The company has at least 50 per cent of its voting power in the aggregate owned directly or indirectly by five or fewer companies referred to A(1).

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Voting Power Owned
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Voting Power owned)				(%)

(2) 第22条の規定の適用を受ける場合
 In the case where Article 22 of the Act is applicable.

個人以外の者
 Person other than an Individual
 A(2)の①から⑤までの者である日本又はニュージーランドの居住者が、議決権その他の受益に関する持分の50%以上を直接又は間接に所有する
 場合に限ります。(注11)
 The "Person other than an Individual" is limited to the person, where residents of Japan or New Zealand who fall under ①, ②, ③, ④ or ⑤
 of A(2) own, either directly or indirectly, at least 50% of the voting power or other beneficial interests of the person. (Note11)
 年 月 且現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) ____/____/____

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder	居住地国における納税地 Place Where Shareholder is Taxable in Country of Residence	Aの番号 Number of Line A	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Voting Power Owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%) of Voting Power owned)				(%)

第22条の規定の適用を受ける場合であって、Bに該当しないときは、Cに進んでください。
 In the case where Article 22 of the Act is applicable, if B does not apply, proceed to C.

C
 次の(a)から(c)の要件を全て満たす者 Resident satisfying all of the following conditions from (a) through (c) 該当 Yes、 非該当 No
 居住地国において従事している事業の概要(注12) ; Description of business in residence country (Note12)

(a) 居住地国において従事している事業が、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。)ではないこと(注13) : はい Yes、 いいえ No
 The business in the country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless the business is banking, insurance or a securities business carried on by a bank, insurance company or securities dealer) (Note13)

(b) 所得等が居住地国において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること(注14) : はい Yes、 いいえ No
 An item of income, profit or gain is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence (Note14)

(c) (日本国内において行う事業から所得等を取得する場合) 居住地国において行う事業が日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること(注15) : はい Yes、 いいえ No
 (If you derive an item of income, profit or gain from a business in Japan) The business conducted in the country of residence is substantial in relation to the business conducted in Japan. (Note 15)

改 正 前

(299-2 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

(新 設)

改 正 後

(299-2 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

D 国税庁長官の認定:

Determination by the NTA Commissioner

国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。

If you have received determination from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the determination. The convention benefits will be granted within the range of the determination. If any of the above mentioned Lines A through to C above are applicable, then determination from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 Date of determination 年 月 日

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which the determination was received

改 正 前

(299-2 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

(新 設)

改 正 後 改 正 前

(299-2 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

(299-2 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

様 式 17-ニュージーランド
FORM 17-New Zealand

(新 設)

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR “ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE”

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

付表の提出について

1 この付表は、特典条項の対象となる規定の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。)

2 特典条項の適用を受けようとするニュージーランドの居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前の一定期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合：3年
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合：1年

3 租税条約の適用を受けようとする所得、利得又は収益(以下「所得等」といいます。)が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当などの特定利子配当等である場合、既に入領済みのその所得等について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得等についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。

4 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5 所得等の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得等の支払者の確認を受けたとき(特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)、居住者証明書の添付を省略することができます。(租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)(様式15))にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。この場合、上記の確認をした所得等の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に① 確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、② 確認者の氏名(所属)、③ 居住者証明書の提示を受けた日及び④ 居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6 付表の□欄には、該当する項目について✓印を付けてください。
租税条約の適用を受ける者が「3」のA-Dのいずれかに該当する場合には、日本国とニュージーランドとの間の租税条約の適用を受けることができます(なお、Cに該当する場合は、その判定の対象とした所得等についてののみ、Dに該当する場合は、承認の対象となった所得等についてののみ、日本国とニュージーランドとの間の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)

7 公開会社とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日ニュージーランド租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、① ニュージーランド証券取引所により運営される証券市場(ニュージーランド債権市場を除きます。)、及びニュージーランドの法令に基づいて認定されたその他のニュージーランドの証券取引所、② 日本国の金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場、③日ニュージーランド両国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するものをいいます。

【裏面に続きます。】

Submission of the Attachment Form

1 If you apply for an article that is subject to the limitation on the benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.) (Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the “application form for LOB convention.”)

2 If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
If any line of A of Section 3 applies: 3 years
If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3 If the income, profit or gain (Hereinafter, these will be called “income”) for which an application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from a national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividends of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4 If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.

5 In the case that recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is attached to “Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)”, the residency certification must be attached to this attachment form).
In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column “Others” of the Application Form: ①the fact of confirmation (e.g., “I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient.”); ②the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③the date that certification is shown; and ④the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6 Applicable blocks must be checked.
If any of A through D in 3 applies, the benefits of the Income Tax Convention between Japan and New Zealand will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, the benefits will be granted only for the income for which the determination was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.)

7 A “Publicly Traded Company” refers to a company whose principle class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges. In the case of the Japan-New Zealand Income Tax Convention, “Recognized Stock Exchange” means ①the securities markets (other than the New Zealand Debt Market) operated by the New Zealand Exchange Limited and any other New Zealand securities exchange recognized under the laws of New Zealand; ②any stock exchange established by a Financial Instruments Exchange or an approved-type financial instruments firms association under the terms of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan; ③any other stock exchange which the competent authorities of the Contracting States agree to recognize.

【Continue on the reverse】

改 正 後 改 正 前

(299-2 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

- 8 適格政府機関とは、①ニュージーランドの政府、地方政府若しくは地方公共団体、②ニュージーランド準備銀行、③ニュージーランドの政府、地方政府若しくは地方公共団体が直接若しくは間接に全面的に所有する者をいいます。
- 9 年金基金とは、①ニュージーランドの法令に基づいて設立され、②主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営される者をいいます。
- 10 公益団体とは、ニュージーランドの法令に基づいて設立された団体で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるものをいいます (ニュージーランドの法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限ります。)。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類 (パンフレット等の写しなどでも構いません。) を添付してください。
- 11 B②の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日に先立つ12か月の期間を通じて、判定します。その他の場合には、その所得の支払が行なわれる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。なお、「年月日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。
- 12 あなたが関連者(持分の50パーセント以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。)を有する場合又は組合又は組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地域において行う事業はあなたが居住地域において行う事業とされます。
- 13 「Cの[a]」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えば、自己の計簿において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。
- 14 「Cの[b]」の「所得等が居住地域において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得等の基因となる活動が居住地域において従事している事業そのものである場合やその活動が居住地域における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得等をいいます。
- 15 「Cの[c]」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う事業から所得等を得る場合の追加的な条件であり、その資産の価値、所得額等からみてその居住地域において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や事業全体の貢献度からみて居住地域の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

(299-2 特典条項に関する付表 (ニュージーランド))

(新 設)

- 8 “Qualified Governmental Entity” means ①the government of New Zealand, any political subdivision or local authority thereof, ②the Reserve Bank of New Zealand, and ③a person that is wholly owned, directly or indirectly, by the government of New Zealand, any political subdivision or local authority thereof.
- 9 A “Pension Fund” refers to a person that is; ①established under the law of New Zealand, and ②operated principally to administer or provide pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income for the benefit of other pension funds.
- 10 A “Public Service Organization” refers to an organization established under the law of New Zealand and operated exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or other public purpose only if all or part of income may be exempt from tax under the domestic law of New Zealand. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organization’s actual activity, e.g., copy of PR brochure.
- 11 In case of withholding taxation, whether the condition stated in B is satisfied will be tested for the twelve month period which precedes the day of income payment .
In all other cases, whether the condition stated in B is satisfied will be tested for at least half the days of the taxable year.
In “State of Shareholders as of (date)”, please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the “indirect ownership” box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.
- 12 If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your business in that country.
- 13 “Making or managing investments for the resident’s own account” in (a) of C refers to a business which has the nature of investment such as a business merely acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident’s own account.
- 14 “An item of income, profit or gain that is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence” in (b) of C refers to an income, profit or gain derived from activities which themselves constitute the business in the country of residence, or which are conducted as part of the business in the country of residence.
- 15 “Substantial in relation to the business conducted in Japan” in (c) of C refers to an additional condition if you derive income, profit or gain from a business in Japan either by yourself or by your affiliated corporation. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.